

米国における「人格教育における連携事業」の創設過程 ：1990年代初頭の連邦レベルの人格教育をめぐる政策論議に焦点を当てて

The Federal Policy-making Process of "Partnerships in Character Education Project" in the United States: Focusing on the Controversy over Federal Assistance on the Character Education Programs

住 岡 敏 弘

1990年代に人格教育実践が全米の学校に広がるなか、連邦教育省における証言や連邦議会下院でのホールによる『人格教育法案』の提案など、人格教育を教育政策に取り入れようする動きがみられた。しかし、人格教育に対する公的関与の実現には、2つの大きな壁が存在していた。ひとつは、連邦教育省の消極的姿勢、もうひとつは、議会内で、保守・リベラルの両者から、人格教育が懸念されていたことである。これに対して、人格教育政策の推進に大きな役割を果たしたのは、上院キャラクター・カウンツ会派であった。同会派は、まず、「人格啓発週間」の共同決議案を提出し、共和民主両党の幅広い支持を得て可決に持ち込んだ。この共同決議の可決を通じて人格教育に対する連邦の関与の必要性について議会内の理解と支持を集め「世論形成」を十分に行ったのである。まさに、「人格啓発週間」の共同決議案の可決が、連携パイロット事業（『上院修正案第2414号』）の可決につなげたといえる。以上、人格教育の連邦政府の関与は、教育省や議会の保守・リベラル両派からの反対に遭いながら、上院の社会統制派の議員の連合が推進力となり実現されたといえる。

キーワード：人格教育における連携事業、人格教育政策、米国連邦政策、米国教育政策

目 次

- I 課題設定
- II アスペン宣言と人格教育団体の結成
- III 教育調査・改善に関する全米諮問委員会 (NACERI : National Advisory Council on Educational Research and Improvement) におけるシルヴィア・ピーターズ (Sylvia Peters) の証言
- IV 連邦議会下院における人格教育をめぐる論議
 - 1 『人格教育法案』(Character Education Bill of 1993) の提案

2 人格教育に対する根強い反対

V 上院における人格教育支援をめぐる合意形成過程

1 上院における非公式会派キャラクター・カウンツの形成

2 「全米人格啓発週間(National Character Counts Week)」共同決議をめぐる上院キャラクター・カウンツ会派の活動

3 『初等中等教育法』改正法案における『上院修正案第2414号』(S.AMDT. 2414) の提案

VIまとめ

VII 訳および参考文献

I. 課題設定

現在、セカンド・ステップ (Second Step) など、米国の道徳教育教材や教育方法が注目を集めている。これらの教材は、1990年代以降の人格教育運動のなかで開発されたものである。人格教育 (Character Education) とは、「個人や社会にとって良いとされる核心的な徳目を積極的に教え込むことにより、善の人格を形成する計画的教育ⁱ」とされる。人の性格には、生まれつきの部分と生後の習慣によって形成される部分がある。人格教育は、生後の習慣によって形成される部分を重視して子どもたちが良い行動を取れるように、良い習慣を身につけることができるよう、核となる徳をいくつか定めて、その核となる徳を中心に、学校教育、時には学区全体で取り組んでいく包括的な教育方法であるⁱⁱ。こうした人格教育の取組みは、1980年代から徐々に始まり、1990年代に入ると「人格教育は、全米の何千の教室に既に広がっている。」(1994年5月10日付Wall Street Journal紙) というように教育運動として大きな広がりをみせ、教育界のみならず、マスメディアからも大きく注目された。

本研究は、こうした現場の教育運動として発展してきた人格教育が、米国の教育政策としてどのように導入され、制度化されていったのか、その過程について明らかにする。人格教育をめぐる政策としては、「人格教育における連携事業」(Partnership in Character Education Project) が有名である。この事業は、1994年に、クリントン政権のもとで成立した『アメリカ学校改善法』(Improving America's Schools Act) のなかで規定され、人格教育プロジェクトについて州政府に対する補助金規定が初めて盛り込まれた。その後、ブッシュ政権のもとで2002年に成立した『落ちこぼれ防止法』(No Child Left Behind Act) においてもこの事業は引き継がれ、今日に至っている。

本稿では特に、人格教育政策の創設過程に焦点を当てる。すなわち、人格教育運動の組織化に貢献したアスペン宣言が出された1992年から『アメリカ学校改善法』が成立した1994年までを対象とし、その間の連邦教育省の行政資料や連邦議会の議会資料を分析し、人格教育をめぐりいかなる議

論が交わされ、そのなかで人格教育の内容方法の公共性をめぐる合意形成がどのように進められたのか、その政策形成過程の特質を明らかにする。

なお、人格教育については、先述したように教授されるべき内容や指導方法については、わが国の道徳教育実践への示唆の観点から盛んに紹介されている。しかし、人格教育を教育政策の観点から捉えた研究は、国内外を問わずほとんど皆無である。

II. アスペン宣言と人格教育団体の結成

1990年代、人格教育が全米の学校で急激な広がりをみせるなか、人格教育についての全米的な会議や全国組織の結成が相次いだ。

1992年7月には、ジョセフソン倫理学研究所 (Josephson Institute of Ethics) 主催のサミットがコロラド州アスペンで開催される。そこには、倫理学者、教育者、青少年福祉専門職など多様な立場の30名の専門家がともに集い、人格教育の実践の効果をもっと引き上げ、生活のあらゆる場面で若者に人格や価値を内面化する方法が検討された。そして、その成果は以下に示す「アスペン宣言」に結実されたのであるⁱⁱⁱ。

<アスペン宣言>

1. 次世代の人々は特に危機的な時代のコミュニティ、国家そして地球上の執事になるであろう。
2. こうした時代のもとでの現在や未来の我々の社会の幸福には、社会参加し、思いやりのある善い人格の市民が必要とされている。
3. 人々が自然に善い人格を発達させていないことに学者や教育者が同意している。それゆえ、若者による道徳的決定や道徳的行為に必要な価値や能力の発達を支援するよう、意識的な努力がなされなければならない。
4. 効果的な人格教育は、民主主義社会に根差した核心的な倫理的価値、特に、信頼、尊敬、責任、正義と公正、思いやり、市民的徳と市民性に基づいている。
5. 人格の6つの核心的価値は、文化的、宗教的、社会経済的差異を超越している。
6. 人格発達はまず第一に家庭や信仰を基礎としたコミュニティの義務であるが、学校、青少年福祉組織もまた、若者の人格の発達を支援する責任を負っている。
7. これらの責任は、これらのグループが協力して機能しているとき、もっともよく達成される。
8. 我々の若者の人格と行為は社会の人格と行為を反映する。それゆえ、あらゆる大人は、核心的な倫理的価値を教え、モデルになる責任を有しており、あらゆる社会的機関は、善き人格の発達を促進する責任を有する。

この宣言で注目されるのは、「民主主義社会に根差した」核心的な倫理的規範価値として、「信頼 (trustworthiness)」、「尊敬 (respect)」、「責任 (responsibility)」、「公平 (fairness)」、「思いやり (caring)」、「市民的徳と市民性 (civic virtue and citizenship)」の6つ (Six Pillars of Character)

が、基準として提示されたことである。

一方、この宣言を機に、人格教育実践に関する情報収集とその普及、そして学校やコミュニティに対する支援提供などを目的にキャラクター・カウンツ連合 (Character Counts Coalition) が設立された。この連合は、「若者の教育、訓練、世話に関わる個人や団体の全国的なパートナーシップであり、6つの核心的倫理規範の価値に基づいて、アメリカの若者の人格を改善するための一一致協力した努力に参加することとなつたのである。

また1993年2月には、もうひとつの全国組織C E P (The Character Education Partnership) が、アスペンの会議の参加者を中心に設立された。C E Pは「人に優しい、責任ある社会を実現する一つの方法として、若者に善い人格と市民的徳を発達させる全国規模、非営利、無党派連合」であり、A S C D (the Association for Supervision, Curriculum and Development)、全米教育委員会協会 (National School Board Association)、全米小学校校長協会 (National Association of Elementary School Principals)、全米中等学校校長協会 (National Association of Secondary School Principals)、幼児教育全米協会 (National Association for the Education of Young Children)、全米教育協会 (National Education Association)、全米教育学会 (National Society for the Study of Education) といった主要な教育団体や、全米各地の州教育局の支援や支持を受け、人格教育運動を広く支援していった^{iv}。

III. 教育調査・改善に関する全米諮問委員会 (NACERI : National Advisory Council on Educational Research and Improvement) におけるシルヴィア・ピーターズ (Sylvia Peters) の証言

人格教育運動が全米で注目を集めると同時に、教育上の優秀性を検討するために教育省の教育調査改善局 (OERI : Office of Educational Research and Improvement) のもとに設置された「教育調査・改善に関する全米諮問委員会^v」(以後、NACERIと略称)において人格教育が取り上げられている。

1992年6月30日に開催されたNACERIの会議に招聘されたのは、シカゴ市のアレクサンダー・デュマス小学校 (Alexandre Dumas Elementary、以後デュマス校と略称) の元校長、シルヴィア・ピーターズであった。彼女は、同校の教育状況の改善、特に麻薬のない学校環境づくりでN B Cテレビに特集された当時全米で有名な教育家であった。招聘当時、彼女はデュマス校を辞め、ホィットル社によるエジソン・プロジェクト^{vi}の創設メンバーの一員となっていた。また彼女はアスペン宣言への署名に参加するなど、人格教育運動を実践面から支えた有力な人物でもあった。

彼女は、「教室の優秀性、人格の教え込みとエジソン・プロジェクト」(Classroom Excellence, Inculcating Character and the Edison Project)というテーマで証言を行っている。彼女は、まず、デュマス校での実践について語っている。デュマス校はシカゴ市中心部のアフリカ系アメリカ人

コミュニティのなかに存在しており、「麻薬使用、暴力や自暴自棄で知られている地区」であり「暴力的なストリート・ギャング、高い失業率、低すぎる地価評価額、これらがコミュニティを脅かし」、1984年の就任年度に児童から「47丁の銃とナイフを取り上げた」というほど、コミュニティも学校も荒廃していたのである。証言では、同校を立て直すために、価値の教育に注目するようになり、1986年には「若き黒人成人になるための7つの原理」と呼ばれる草稿を作成し、卒業式で卒業生に自己愛 (self-love)、自尊心 (self respect)、忍耐力 (perseverance)、創造性 (creativity)、誠実 (integrity)、信頼 (faith)、團結 (unity) を伝えたこと、その後、人格教育と出会って、タクソノミーにもとづき文学作品を分類し、文学にもとづく人格教育を実践していることや、子どもたちに成功体験や達成感を経験させ自信を与え、それを内面化するためのチャレンジャー・プロジェクトについて紹介している。彼女が校長であった8年間で、出席率は94%まで向上し、10代の妊娠は1人まで減少したのであった。

その後、彼女は、エジソン・プロジェクトへの参加の経緯について述べている。プロジェクト創始者のクリス・ホィットル氏を「現実のなかに基盤を置いた予見力のある人物」と称え、今後、同プロジェクトで「価値を伴った教育」をしたいという考えを表明した。彼女の話の後、人種分離社会やエジソン・プロジェクトの仕組み、10代の妊娠の減少と人格教育の関係について質疑応答が交わされたのである^{vii}。

この証言は、諮問委員会での他の検討事項や証言とともに年次報告書にまとめられ、OERI、教育長官、副長官、大統領、連邦議会に報告された。しかし、この証言が、政策に具体的に活かされることはなかったのである。

IV. 連邦議会下院における人格教育をめぐる論議

1 『人格教育法案』(Character Education Bill of 1993) の提案

1993年1月、第103連邦議会が開会した。初等中等教育法の改正議論が進められるなか、5月3日、下院では、オハイオ州選出のホール (Tony Hall) 議員が『人格教育法案』を提案する。

ホールは、「人格教育は、倫理的行動に寄与する、共通に受け入れられている市民上及び人格上の価値や民主主義の原理を教授することであり、正直、誠実、自尊心、愛国心を含む」ものとしている。そして「これらの諸価値は、わが国の伝統のなかで確立されたものであり、若者が善悪の判断が可能となるよう準備することを助けるように学校で教えられる必要がある」と主張した。そして、彼は、人格教育プログラム開発で実績のあるトマス・ジェファソンセンターによる研究成果を引き合いに出し、人格教育プログラム導入後は停学が16%、長期欠席者が18%、遅刻者が40%減少したとして、生徒指導上の効果を強調し、多くの優秀な人格教育プログラムが近年、全米の各地で実施されている現状を踏まえ、連邦政府は、これらの努力に支援を与えるべきと主張した。

彼が提案した法案は以下の通りである。

タイトル I 人格教育デモンストレーション・プログラム

SEC. 4610 人格教育デモンストレーション・プログラム

(a) 一般的権限

長官には、初等中等教育の振興、改善の手段として、倫理、市民ならびに人格上の価値そして民主主義の諸原理についての理解の促進を意図した人格教育活動を実施するために、州教育当局、地方教育当局、高等教育機関及び公的・私的機関、組織、制度に対して補助金を交付する権限を与える。

(b) 補助金の使途

- (1) 人格教育教材の開発
- (2) 教員養成並びに研修
- (3) 人格教育プログラムのための情報センターの設置
- (4) 学校環境全体への関与を求める提案
- (5) 人格および市民上の価値ならびに倫理教育の既存のプログラムについての研究および追跡調査
- (6) 実施中の人格教育プログラムの効果の測定・評価のためのプロジェクト
- (7) 個人の倫理的行為ないし、個人ないしギャング集団による暴力、ドラッグや薬物乱用、および自殺の発生率に対する有益な効果を実証している人格および価値教育プロジェクト

- (8) コミュニティ内で価値の合意を促し、コミュニティの学校のなかで適切に進められているプロジェクト
- (9) 人格および市民上の価値、倫理ならびに責任ある市民性を高めるモデルプログラムの開発を進めるプロジェクト

(c) 応募—それぞれの応募者は、長官が正当で必要と認める情報を合わせて、申請書を提出する。それぞれの応募者は、

- (1) コミュニティのなかで（プロジェクトに）関わっている諸個人の合意にもとづき、幅広い支援を受ける市民および人格上の価値や倫理を確認する
- (2) 提案された活動から利益を受けることを意図された学校の人数を述べる
- (3) 提案が前項(a)で記載された目的をどのように実現するかを示している
- (4) 提案された活動の成果を評価するために活用される方法を述べる
- (5) 提案された活動を実施する際に応募者を支援するために、助言委員会を応募者が任命することを保証する。その委員会は、以下の代表者で構成する。
 - (A) 保護者 (B) 教育者及び教師 (C) 地域社会の様々な責任者 (D) 社会事業の専門家 (E) ビジネス界のリーダー (F) 一般大衆

タイトル II 人格教育に関する全国会議

Sec.201 全国会議

(a) 設置—教育長官は、地方ならびに州の人格教育プログラムを評価するために、本法制定日から60日以内に、全國人格教育会議を後援する。

(b) 構成員—教育長官は、会議の構成員として参加するために、人格教育についての専門知識を有する、以下

に挙げる個人を招待する。

- (1) 保護者 (2) 教師 (3) 教育家 (4) 地域社会の様々な責任者 (5) 社会事業の専門家 (6) ビジネス界のリーダー (7) 哲学者 (8) 政府担当者 (9) 芸術、芸能、スポーツ分野の代表 (10) 一般大衆

Sec. 202 義務

会議の構成員は以下のことをしなければならない。

- (1) 州や地方レベルで、どんなタイプの人格教育プログラムが活用されているのかを査定し、評価する
- (2) 児童生徒に人格教育を教授するために、学校によって使われているプログラムを査定し、評価する
- (3) 社会の生産的構成員として児童生徒を育成していく上で、人格教育プログラムの意義と有効性を測定する方法を決定する
- (4) 政府が人格教育プログラムの開発、実施をどのように支援するかを決定する
- (5) 人格教育のための実績ある教授方法やモデルについて評価し、勧告する

Sec. 203 報告

教育長官は、会議が開催された後180日以内に、会議の知見、結論、勧告を記載した報告書を連邦議会に提出しなければならない。

上記の法案は、2つの内容で構成される。ひとつは、教育省の教育革新を目的とした長官裁量予算のもとに、人格教育デモンストレーション・プログラムを創設することである。これは、教育省の既存の予算から人格教育に対する補助金を創設することであり、新たな支出は必要ないとしている。もうひとつは、人格教育プログラムを査定し評価するための人格教育に関する全米会議を要求するものである。これは、教育省に、各地のコミュニティが人格教育について何を行っているか、そして、適切な連邦の支援の役割はどうあるべきかを、教育省に深く検討させることを意図するものである^{viii}。

この法案は、同日、下院の教育・労働委員会に付託され、さらに5月18日には、初等中等職業教育小委員会に付託されるものの、結局廃案に追いつきましたのである。

2 人格教育に対する根強い反対

下院での人格教育をめぐる議論の様子は、1994年5月10日付のWall Street Journal紙の記事「学校での価値教授の促進に向けた努力は、立法者のあいだで熱い論争を巻き起こしている」のなかで以下のように報告されている。

下院議員、ジョージ・ミラーが、初等中等教育法案に人格教育の追加を示唆したとき、下院の教育・労働委員会の同僚議員の数人がクスクスと笑い始めたのだ。「こんなこと、君は本気なのか？」ウィスコンシン州選出の共和党議員、スティーブ・ガンダーは、カリフォルニア州選出の民主党議員にささやいた。短くも熱い議論の後、オハイオ州選出の民主党下院議員、トニー・ホールが提案する正直、責任感、思いやりのような価値の教授を促進する全国会議とデモンストレーション・プログラムに対する補助金を求める修正案は、23対6で、散

々な形で否決されたのである。年早々のその票決で、人格教育修正案は今回も失敗に終わり、これは実に7回目であった。

この記事によると、人格教育は、リベラル・保守の両派議員から懸念の眼で見られていたのである。

リベラル派の議員たちは、人格教育運動は、宗教を公教育と混同する不法な努力であるかもしれないと不安に感じていた。…（中略）…保守派たちは、一方で、人格教育をポリティカル・コレクトネスの拡大や親の権利の侵害の試みとして恐れていたのである。「私は、国民の一人として、誰か第三者が、私の子どもに対して、いかなる人間であるべきか、価値観はどうあるべきで、どういった倫理観をもち、将来この世界でどんな人間になるかを決めてかかると考えることをとても許容できないだろう。」下院議員、リチャード・アーミー（テキサス州選出、共和党保守派）は、教育・労働委員会で述べている。「実際、こちらの方々は私の子どものことを知らないし、私の子どもを愛してはいないし、私の子どものことを気にもかけてもいない。さらに言えば、結果についても責任を負ってくれるわけではない…だから私の子どもをそっとしておいてほしい。」

また、同記事は教育省の人格教育の推進に対する消極的な態度も明らかにしている。

サンフォード・マクダネル（マクドナル・ダグラス社前社長で現在C E P（Character Education Partnership）の議長）は、連邦教育省が（人格教育）運動を盛りたてることがこれまでできたはずだし、現在もそうすべきだと主張している。「学校の子どもたちは、いろいろな方向に飛び交っている価値に接している」と彼は主張する。そして、もし彼らが価値について教えられなければ、彼らは価値が本当はそんなに重要ではないのだというメッセージ受け取る——または、テレビや路上で賞賛される否定的な価値を自分自身でモデルとして決めてしまうかもしれない。しかし、政府の役人は、彼の主張に好意的なことばと重い腰で対応した。教育省は、かつて、マクダネル氏の地元、セントルイス市とその近隣カウンティの学校に53万ドルのデモンストレーション・プログラムに対する補助金を交付した。…（中略）…しかし、教育省は他にほとんど何もしない。特に冷淡なのが、…（中略）…副長官のクニンである。クニンは、前バーモント州知事であり、当時は人格教育を「面白い取組」と評していた。しかし、連邦の関与については、「不適切」である可能性が高いとしたのである。「私たちの立場は、これ（人格教育）は地方のコミュニティや家庭に相応しい事柄であるということです。私たちが注目しているのは学力なのです。それこそが、我々が緊急の必要性を認めているものです。」と彼女は述べている。

教育・労働委員会において、マクダネルを公聴会に招聘しようしたが、クニンは人格教育についての概略説明を聞くことさえ拒絶したのである^{ix}。

このように、下院では、人格教育に対する公的関与は、リベラル・保守両派からの反対と連邦教

育省の消極的姿勢のなかで、実現が危ぶまれていたのである。

V 上院における人格教育支援をめぐる合意形成過程

1 上院における非公式会派キャラクター・カウンツの形成

上院において、当時、人格教育の熱心な推進者は、ピート・ドメニチ（Pete V. Domenici）議員であった。人格教育推進に向けて彼はまず、同僚議員のなかから同志を探し始めた。彼はその経緯を次のように語っている。

約2か月前…（中略）…私は、上院のキャラクター・カウンツ会派を集めることができるかどうかを知るために、両方の党派から、数人の議員を引き入れようと決めていた。このことは非常に誇らしいことだと思うが、この試みは非常に簡単に成功したのだ。私は、4名の民主党議員と3名の共和党議員の仲間を得ることができた。（このとき）私たちは、非常に広い哲学的、イデオロギー的基盤を得たと確信した^x。

その一人、クリス・トッド（Christopher J. Dodd）議員は、キャラクター・カウンツ会派に加わった経緯を、1995年4月5日のスピーチのなかで、次のように述べている。

多くのアメリカの若者がひどく堕落していることを知るには社会学の博士号なんか必要ない。10代の妊娠は爆発的に増加し、子どもによる暴力または子どもに対する暴力は抑えられない状況にある。トラブルを抱えた地域社会が多すぎるなかで、礼儀の在り方は破たんしているのである。…（中略）…一連の複雑な流れが、これらの問題を引き起こしているのだ。そして、それらには単純な解決策は存在しない。…（中略）…しかし我々はまた、政府だけがなし得る多くのことがあることを認めるべきであろう。アメリカの若者をダメにしている病を効果的に治療するには、個人の責任や人格形成という苦い薬を多めに投与しなければならないのだ。こういうわけで、ドメニチ議員に誘われて、私は喜んで非公式のキャラクター・カウンツ会派の一員であり続けているのだ。^{xi}

こうしてドメニチ議員を中心に8名の超党派の議員（表参照）が、アメリカの人格教育や人格訓練の促進を支援していくことを目的に集結したのであった。彼らは、若者の問題行動の原因を道徳的退廃に求め、その解決手段として人格教育を位置付けていた。ちなみに、彼らの所属する常任委員会をみると、教育に関する委員会に入っている者は少数であったことがわかる。彼らは会合を開き今後の方針を話し合った。

共同通信の「良心の呵責にもとづく学校」というタイトルの記事を読んで、私（ドメニチ）は、ボストン大学のケヴィン・ライアン教授による、人格教育に対する評価や研究が不十分な理由についてのコメントに衝撃を

表 上院キャラクター・カウンツ会派のメンバー一覧

氏名	党派	選出州	所属常任委員会（カッコ内は小委員会）
Pete V. Domenici	共和	ニューメキシコ	歳出、銀行・住宅・都市、予算、エネルギー・天然資源、インディアン問題、議会組織に関する両院合同委員会
Sam Nunn	民主	ジョージア	軍事、政府問題、中小企業
Barbara A. Mikulski	民主	メリーランド	歳出、労働・人材（教育・技能・教養、雇用・生産性、子ども・家族・麻薬・アルコール）、倫理に関する特別委員会
Christopher J. Dodd	民主	コネチカット	銀行・住宅・都市、予算、外交、労働・人材（労働、教育・技能・教養、子ども・家族・麻薬・アルコール）、議事規則議院運営
Lieberman Joseph L.	民主	コネチカット	軍事、政府問題、中小企業
John Danforth	共和	ミズーリ	財政、商業・科学・交通
Robert F. Bennett	共和	ユタ	中小企業、銀行・住宅・都市、エネルギー・天然資源、議事規則議院運営、両院合同経済委員会
Thad Cochran	共和	ミシシッピ	農業・栄養・林業、歳出、政府問題、インディアン問題、議事規則議院運営

出典) 103rd Congressional Directory をもとに、著者が作成

受けた。その理由とは、連邦政府にガツツがなく、論争的な事案に公費支出することを恐れているからだというのである。これは核心的な論点である。彼ら（連邦政府）はただ、この点から逃げ出しているだけなのである。上院のこの会派では、この論点から逃げ出す必要はないということで意見はまとまった。

こうして人格教育の推進に向けて連邦政府の関与を引き出すことが方針として確認され、その第一弾として「1994年10月16日から22日を『人格啓発週間』として宣言する決議を提案することになったのである。

2 「全米人格啓発週間 (National Character Counts Week)」共同決議をめぐる上院キャラクター・カウンツ会派の活動

1994年3月24日と4月13日には、提案者であるドメニチ議員が、『全米人格啓発週間』の決議案(S.J.Res.178)について趣旨説明を行った。

まず、ドメニチ議員が、「決議は、人格の6つの核心的な価値を明確に表明」するものであると説明している。すなわち、啓発すべき人格的価値として、1992年7月のアスペン宣言に依拠しつつ「人格の6つの核心的価値」を示したのである。そして、アスペン宣言で6つの核心的な価値がどのように決定されたかについても以下のように丁寧に説明している。

これら6つの価値は、1992年7月に著名な倫理学者、教育家、青少年組織の代表が一堂に会し、人格教育の必要性と内容をめぐり彼らのあいだで共通の論拠と言語が見いだせるかどうかを検討していくなかで開発されたものである。議論と検討を重ねた結果、参加者はすべての人が支持できる根本的な人格的な価値があるという合意に達し、その結論が現在アスペン宣言として知られているのである。

下院で廃案となった『人格教育法案』では、人格教育において教授すべき価値については「倫理、市民ならびに人格上の価値そして民主主義の諸原理」とあいまいな表現となっていた。さらに、法案説明でも、提案者のホールは、「これらの諸価値は、わが国の伝統のなかで確立されたものである」と述べ、価値の提示の根拠として、アメリカの伝統を挙げたのとは対照的である。このようにドメニチは論拠を明確に示しつつ啓発すべき価値を的確に示したのであった。

また、ドメニチは、人格教育の連邦政府の関与の必要性を強く訴えている。ドメニチは、アメリカで「核心的な人格の質の崩壊と解体」が進み、議員である自分たちが変わらなければならぬと訴える。

政府が人格形成プログラムの論点に関与すべきかどうか疑問に思う人々がいる。それに対する答えとして、私の見解は、政府は支援することが可能で、政策を立案したり、変更することも可能で、他者がおこなっていることに追加することも可能である。…（中略）…それゆえ、人格形成努力について政府は、プログラムを活用して、家族、地域社会や諸組織を支援すべきである。人格教育や訓練は、公共政策上の論点であり、政府が支持できるまたはすべき事柄であると私は信じている。

そしてドメニチは、アルバカーキ・ジャーナルの記事「ベル・エア小学校の児童に対する人格啓発—尊敬、公正 学習の一部」を提示しつつ、彼の地元ニューメキシコ州のベル・エア小学校における人格教育プログラムの実践を紹介し、人格教育の可能性を示唆している^{xii}。

もうひとつ、ドメニチが強調したのが、人格教育の全国組織であるキャラクター・カウンツ連合が政治的に幅広い支持基盤の上に構成されているということである。彼は、1993年10月11日付のワシントン・ポスト紙の記事を紹介しながら、キャラクター・カウンツ連合の共同議長、バーバラ・ジョーダンとトム・セレックの政治的背景について次のように説明している。

このグループの支持基盤の広さを説明し、このグループの政治的イデオロギー的な範囲をみてもらうために、ちょっと私に、連合の共同議長が誰かについて説明させていただきたい。前連邦議会議員のバーバラ・ジョーダンは、議長のひとりである。そして、もうひとりは、俳優のトム・セレックである。二人の考え方は明らかに、リベラルと保守である。実際、トム・セレックは、ハリウッドで、ロナルド・レーガンを支持する2人の俳優のひとりであるとしばしば言われている^{xiii}。

ドメニチは、キャラクター・カウンツ連合が、政治的、イデオロギー的に多様な人々に支持されていると主張した。こうした幅広い政治的支持基盤を他の議員に理解してもらい、保守派、リベラル派の双方に存在する人格教育への懸念を払拭しようとしたのである。

このドメニチによる本会議での紹介の後、同日、同決議案は、「労働・人材委員会」ではなく、「犯罪・薬物小委員会」などがある「司法委員会」に付託された^{xiv}。6月23日に開催された司法委員会では、前文追加以外、さしたる修正もなく、その旨がバイデン議員により上院本会議に報告された。翌日には、発声投票で本会議において可決された。そして、6月27日には、下院に送付され、郵政・公務委員会に付託され、7月14日に下院本会議では「アメリカ合衆国における人格形成」というテーマでキャラクター・カウンツ会派のドメニチ、ミクルスキ、ナン、コクラン、ドッド、ベネットの順に趣旨説明が行われ^{xv}、8月5日には下院本会議で満場一致で可決され、8月19日に大統領の署名を受けて、PL 103-301として成立した。決議は以下の通りである。

＜上院・下院共同決議（PL103-301）＞

1994年10月16日から22日の週を「全米人格啓発週間」と宣言する。

若者は危機的な時代のコミュニティ、国家そして世界の執事になるであろう。そして、現在や未来の我々の社会の幸福には、社会参加し、思いやりのある善い人格の市民が必要なのである。

若者による暴力や若者に対する暴力が国民の心と体の幸福を脅かしているという事実からみると、子どもの人格訓練に対する関心は新たな意味での緊急性を帯びている。

かつてないほど、子どもたちは、家族やコミュニティ（学校、青少年組織、宗教機関、市民グループを含む）による強力で建設的な手引きを必要としている。

国家の人格は、個別の市民の人格と同じくらい強い。

公共の場における善は、若者が善い人格の重要性や学校や職場の人間関係で人格が重要であることを教えられたとき、推進される。

人々が自然に善い人格を発達させていないことに学者や教育者が同意しているがゆえに、若者による善い人格に不可欠な形質や特質の発達を支援するために若者に影響力のある機関や個人による意識的な努力がなされなければならない。

人格発達はまず第一に家庭の義務であり、信仰を基礎としたコミュニティ、学校、青少年組織、市民組織、福祉事業組織による努力もまた、善い人格を助長する上で非常に重要な役割を果たしている。

連邦議会は、若者が現在や未来の国家で果たす貴重な役割を認識し、さらに入格が未来の重要な一部だと認識するよう児童生徒、教師、保護者、若者やコミュニティリーダーに、促すものである。

1992年7月の、アスペン宣言は、多様で多元的な社会にとって妥当な人格教育のための明晰な枠組みを明確化することを目的として、教育者、青少年リーダー、倫理学者による著名なグループにより書かれた。

アスペン宣言は、「効果的な人格教育は、民主主義社会の基礎を形づくる核心的な倫理的価値に基づいている」と述べている。

アスペン宣言で確認された中核となる倫理的価値は、人格の6つの核心的価値を構成している。

人格の6つの核心的価値は、(1)信頼、(2)尊敬、(3)責任、(4)正義と公正、(5)思いやり、(6)市民的徳と市民性である。

人格の6つの核心的価値は、文化的、宗教的、社会経済的差異を超越している。

アスペン宣言は、「我々の若者の人格と行為は社会の人格と行為を反映する。それゆえ、あらゆる大人は、核心的な倫理的価値を教え、モデルになる責任を有しており、あらゆる社会的機関は、善き人格の発達を促進する責任を有する」と述べている。

連邦議会は、諸個人や諸組織、特に、若者の教育や訓練に関心をもつ個人や団体に、個人やコミュニティ、社会全体の幸福にとって本質的なものとして、人格の6つの核心的価値を導入するよう促すものである。

連邦議会は、コミュニティ、特に、学校や青少年組織に、人格の6つの核心的価値を児童生徒や子ども対象のプログラムに統合するよう促すものである。

この決議にもとづき1994年10月16日から22日の週は、「全米人格啓発週間」として明示され、大統領には、アメリカ合衆国国民と関心を有するグループに、人格の6つの核心的価値を受け入れ、適切な行事や活動を挙行するよう求める布告を出す権限が付与されたのである。

3 『初等中等教育法』改正法案における『上院修正案第2414号』（S.AMDT. 2414）の提案

さらに、上院キャラクター・カウンツ会派は、『初等中等教育法』改正法案に、人格教育を支援する規定を盛り込むことを目指した。

上院では、1994年4月14日には、労働・人材委員会のもとにある教育・技能・教養小委員会で、全米教育委員会協会会長、ボイド・ボールイ（Boyd W. Boehrle）が公聴会に招聘され、初等中等教育法の改正について証言を行った。このなかで、彼は同法のChapter2を地方学区が全米教育目標や体系的な改革を達成するのを強化する方向で改正すべきであると主張した。そして、これまでの実績として、1990-91年度には、Chapter2にもとづいて、4,000万ドル以上を、英才教育、人格教育、地域ボランティア、創造的な舞台芸術や人文学の研究を含む地方のプログラムの革新と児童生徒の優秀性を促進するために使っていることを指摘した。このように、地方における人格教育の役割が証言のなかで言及されていたにもかかわらず、『初等中等教育法』の改正法案である『アメリカ学校改善法案』（S1513）には、人格教育を支援するような規定は入っていないかった。

こうした状況にドメニチら、上院キャラクター・カウンツ会派は、『人格啓発週間』決議案が可決された約1ヶ月後の7月27日、上院本会議に『上院修正案第2414号』を提出する。これは、『初等中等教育法』に「人格教育プログラムの企画と実施のための補助金プログラムを創設すること」を目的とした修正案であった。

ドメニチは、修正案である人格教育における連携パイロットプロジェクト（Partnership in Character Education Pilot Project）についての概略説明のなかで、まず人格教育の重要性を指摘

する。彼は、第26代大統領、セオドア・ルーズベルトの「道徳を顧みず知性だけで人を教育することは、社会に対して厄介者を育てているようなものだ。」という名言を引き合いに出しつつ、「我々が子どもたちの知性を育て、近代の科学技術の習得を着実にさせようとするなら、人格教育の要素もまた提供できなければならない」として、子どもの学力向上にも人格教育が不可欠であることを指摘している。

「読解、書き取り、計算に重点を置きましょう！」と言う人々に対して、もう一度、今、アメリカの予測可能な未来のために、それに何かを加えなければならないことを示唆しましょう。それは、人格教育である。

この法案は、下院の『人格教育法案』と同様に、地方の人格教育プログラムに補助金を提供しようとするものであったが、2つの点で、さらに充実した内容となっていた。

ひとつは、下院の『人格教育法案』では、デモンストレーション・プログラムは、長官裁量予算のなかに位置づけられていたが、本修正案では、6つの核心的な価値は、何百万人のアメリカ人、学者、教育者、保護者、コミュニティそして全米の青少年団体から幅広く受け入れられていることなどを根拠に、『アメリカ学校改善法』の「タイトルVII 全米で意義のあるプログラム」のなかに含まれられ、予算も独自に付けられることになっていた。

そして、二つ目は、プログラムにおいて「連携 (partnerships)」が強調されていることである。ドメニチは以下のように述べている。

修正案は、州教育当局が、地方教育当局との連携で、人格教育プログラムを開発することを可能にするように、とても小規模な補助金プログラムを創設しようとするものです。これ（人格）は、国家レベルでは、教育長官でさえも発達させることはできない。それは、むしろ、州教育当局と地方教育当局のあいだでの連携で可能となるのである。そして、そのことは、若者の教育への草の根の参加者に関与することになるのである。…（中略）…もし補助金が与えられれば、地方教育当局とのあいだの連携があるので、そして、コミュニティの関心を最もよく満たすプログラムを創造するために、保護者、学校当局、コミュニティリーダーに相談し、ともに活動する権限が与えられるのである。これら地方当局は、コミュニティレベルでうまく機能するのであり、人格教育プログラムの開発、実施、評価を目的とした連携という形態で、州教育当局とともに仕事を進めていくのである。

また、人格教育プログラムが全米に広がっている現状を鑑み、ドメニチは「このパイロットプログラムは、州レベルの情報や教材についての情報センターの設置を通して、実践事例を蓄積し、実践事例、教材、研修内容を周知することで、学校が州教育当局や地方教育当局とともに協力して仕事をする機会を学校に与えるものである」として、学校と地方や州の教育当局が連携することにも期待を寄せている。また、人格教育で教授すべき価値についても、「全国人格啓発週間の共同決議

のなかで、上院により受け入れていただいた1992年のアスペン宣言で確認された価値を」基準にしつつ、7番目の価値として、連携の構成員により適切と考えられる他の価値を追加できるようにしている。このように、「連携」プログラムにすることで、元来現場の教育運動である人格教育実践が学校やコミュニティを基礎に発展していくように配慮したのである。

彼は、地方の実践事例として、彼の地元ニューメキシコ州アルバカーキの教育委員会の取組みやベル・エア小学校の実践や人格教育導入後の効果（規律の改善、標準テストの得点の上昇など）を紹介している。彼は、最後に、キャラクター・カウンツ連合の共同議長のひとり、バーバラ・ジョーダンが1993年10月8日のCharacter Countsのキャンペーンで述べた声明を紹介して演説を終えた。

その後、ドッド議員が立ち、ウォールストリートジャーナル紙の記事を引き合いに出しながら、人格上の価値が学校で教えられるべきかというアンケート結果を紹介している。

そして最後に、ドッドは、ジョセフ・P. ケネディJr. 財団のユーニス・ケネディ夫人からの書簡を紹介した。そこには、同財団が数十年前から行っている「思いやりのコミュニティ」(The Community of Caring) プログラムが、人格教育の面から如何に優れているか、そしてアームストロング高校での実践の素晴らしい成果が紹介され、ドッド議員は、「彼ら（高校生たち）が人格の重要性を理解し、いかにして生活を豊かにし、自分自身を幸せにして、よりよい人間になろうとしているかが分かりますね。」と称賛した。これに対して、上院の労働・人材委員会有力議員で、『アメリカ学校改善法』の提案者、エドワード M. ケネディ議員（ユーニスの弟）は「議長、私は、ジョセフ P. ケネディ財団プログラムについてニューメキシコとコネチカット選出の上院議員の心のこもったコメントに個人的には感謝いたします。（傍点は著者）それゆえ、私は、この特定の修正案について意見を表明することは差し控えたいと思います。私は、このことについての委員会の見解という見地から、長老の委員に判断をお任せしようと思います。」と述べ、暗に人格教育に対する公的支援には否定的な雰囲気を示した。しかし、ケネディ一族の財団の活動を持ち出すというドメニチの戦略で、ケネディらの反対はふさがれる格好となったのである^{xvi}。

こうして、発声投票の末、上院修正案第2414号は可決され、『アメリカ学校改善法』に人格教育における連携パイロットプロジェクトが追加されることになったのである。

PART P 人格教育における連携パイロットプロジェクト

SEC. 8901 プログラムの権限

- (a) 総説—長官は、SEC. 8904で掲げられた人格要素とともに、応募者により確認された他の人格要素を具体化する人格教育プログラムの企画と実施のための州教育当局と地方教育当局の連携に対して、年間総数10件まで補助金を交付する権限を有する。
- (b) 補助金の限度額—どの州教育当局も、本規定のもとでの補助金は、総額100万ドルを超えて受け取ることはできない。

(c) 期間一本規定のもとでのそれぞれの補助金は、5年を超えない期間与えられる。州教育当局は、計画やプログラムの企画に1年以上費やすべきではない。

(d) 予算割り当てる権限—1995会計年度には、60万ドルの予算が割り当てられ、その後の各会計年度に対しては、本規定を実施するに必要とされる合計額を割り当てる権限を有する。

SEC. 8902 州教育当局の応募

(a) 必要要件一本規定のもとで補助金を希望する各州教育当局は、教育長官が指示する時期ならびに様式で、応募書類を長官に提出しなければならない。

(b) 連携一州教育当局は、少なくとも1つの資金を受ける資格のある地方教育当局と連携を結ばなければならぬ。連携は、以下のことがなされなければならない。

(1) 本規定の目的を満たすために州や地方のイニシアチブを追求すべきである。

(2) 地方教育当局が情報や資料を利用できるような州レベルの人格教育の情報センターを設置するべきである。

(c) 本規定のもとで応募書類には、以下の情報を含むこととしている。

(1) 州教育当局との連携に入る地方教育当局の一覧

(2) 連携によるプロジェクトの目標

(3) 地方教育当局による活動について以下の情報

(A) 保護者、児童生徒、および私的ならびに非営利の組織を含む地域社会の他のメンバーのプログラムの立案、実施への関与

(B) カリキュラム、指導法

(C) 教員研修の方法、親教育の方法

(D) 本規定のもとで実施予定の活動例

(4) 州教育当局が、人格教育プログラムの実施や発展に向けて、地方教育当局に技術的、専門的支援をする方法

(5) 州教育当局が地方教育当局のプログラムの成果を評価する方法、地方教育当局が自らのプログラムの進捗状況を評価する方法

(6) 州教育当局が、プログラムの企画、創設の際の元来の連携関係にはないが興味がある地方教育当局を支援する方法

(7) モデルとなるプログラムや教材、州や地方教育当局が適切と認めるその他の情報についての公開方法

(8) 州教育当局がプログラムの効果を決定するのに必要な情報を毎年長官に提供する確約

(9) 長官が要求するその他の情報

(d) 非連携の地方教育当局—応募書類が提出されたとき州と連携関係のなかった地方教育当局は、州教育当局が求める情報を含んだ連携のための申請書類を州教育当局に提出することにより、連携関係をもつことができる。

SEC. 8903 評価とプログラム開発

(a) 必要要件一本規定のもとで補助金を受ける各州教育当局は、児童生徒、教師、行政官等へのインパクトを含む、本規定のもとで支援されたプログラムの包括的な評価を長官に提出しなければならない。

(1) プログラムの中間期までに

(2) プログラム終了後1年末満に

(b) 評価のための契約—各州教育当局は、プログラムの評価やSEC. 8409に示された人格の要素を助長するまでの成果の評価を目的として、高等教育機関、私的ならびに非営利の組織と契約を締結してもよい。

(c) 要素—プログラムの成果を評価する際に考慮すべき要素は以下の通りである。

(1) 規律問題 (2) 児童生徒の成績 (3) 課外活動への参加状況 (4) 保護者や地域社会の関与状況

(5) 教職員や行政の関与状況 (6) 児童生徒やスタッフのモラール (morale)

(d) 教材とプログラム開発—地方教育当局は、州教育当局と相談後、カリキュラム、教材、教員研修、その他の活動についての開発事業の支援を受けることを目的として、高等教育機関、私的並びに非営利の組織と契約を締結してもよい。

SEC. 8904 人格の要素

(a) 総説一本規定のもとで資金の必要な申請者は、以下の人格の要素を内面化する人格教育プログラムを開発しなければならない。

(1) 思いやり、(2) 市民的徳と市民性、(3) 正義と公正、(4) 尊敬、(5) 責任、(6) 信頼、
(7) その他、連携メンバーによって適切と考えられた要素

(b) 人格要素の追加一本規定のもとで参加している地方教育当局は、学校や地域社会に相談して、彼らにとって重要であると決定した要素を追加することができる。

SEC. 8905 補助金の使用

本規定のもとで会計年度に州教育当局が受給した補助金総額のうち、

(1) 30%を超えない資金は州教育当局により留保してもよい。この資金のうち、

(A) 10%を超えない資金は運営上の目的に使用可能である。

(B) 資金の残額は以下の事項に使用可能。

(i) 地方教育当局との集団的イニシアチブ

(ii) 情報センターの設置、教材の準備、教員研修

(iii) その他適切な活動

(2) 資金の残額は地方教育当局への補助金として使用可能である。この資金のうち、

(A) 10%を超えない資金は運営上の目的に使用可能である。

(B) 資金の残額は以下の事項に使用可能。

(i) 地方教育当局の管轄内の学校への補助金として使用

(ii) 州教育当局との共同の努力の追求のために使用

SEC. 8906 補助金受給者の選考

(a) 基準—長官は、ピア・レビュー（同分野の専門家の審査）を通じて、補助金を受給する連携組織を選考する。その審査で考慮される要素は以下の通りである。

- (1)地方教育当局により提案された教育の質
- (2)プログラムが生徒のなかの人格要素を助長した程度
- (3)保護者、児童生徒、地域社会の関与の程度
- (4)努力に関与した地方教育当局の数
- (5)成果の測定および査定の計画の質
- (6)プログラムの目標が現実に達成される可能性

(b) プロジェクトの多様性—長官は、プログラムが以下のことを支援することを確約する申請書の場合、可能な限り申請を承認する。

- (1)都市部、郊外、郡部を含む国家の多様な地域に役立つこと。
- (2)マイノリティ、ネイティブ・アメリカン、LEPの（英語を十分使えない）児童生徒や不利な状況にある児童生徒の役に立つこと

VIまとめ

以上、1990年代初頭の人格教育政策の創設過程を分析してきた。

1990年代に人格教育実践が全米の学校に広がるなか、1992年のアスペン宣言を契機に、6つの核心的価値が明示され、キャラクター・カウンツ連合やC E Pが結成されるなど、人格教育の組織化が急速に進んだ。そうしたなか、連邦教育省のNACERIにおける証言や連邦議会下院でのホールによる『人格教育法案』の提案など、人格教育を教育政策に取り入れようとする動きもしてきた。

しかし、人格教育に対する公的関与の実現には、2つの大きな壁が存在していた。ひとつは、連邦教育省の消極的姿勢、もうひとつは、議会内で、保守・リベラルの両者から、人格教育が懸念の対象となっていたことである。

こうした壁を打破すべく、人格教育政策の創設に大きな役割を果たしたのは、ドメニチらの上院キャラクター・カウンツ会派であった。彼らの特色を挙げると、ひとつは、教育に関わる常任委員会に所属している議員が少ないと、即ち、日常的に教育政策の策定に専門的に関わっている議員が少なかったこと、もうひとつはドラッグや暴力、10代の妊娠といった若者をめぐる社会問題の原因を彼らの道徳性の退廃に求め、人格教育を通じて、若者の道徳性や行動を正そうという考え方を共通していいたことである。結果的に彼らは、人格教育を若者矯正のための手段と捉え、社会秩序を乱す若者を、教育を通じて統制しようという「社会統制」の側面が強かったといえる。

そして、同会派は、人格教育への連邦政府の関与の実現を目指し行動を起こす。彼らの議会での戦略は実に巧妙で緻密なものであった。同会派は、まず、「人格啓発週間」の共同決議案を提出す

る。そこで、ドメニチは、決議案で、啓発すべき6つの核心的価値の由来や決定過程について丁寧に説明し他の議員の理解を得ようと努力している。さらにキャラクター・カウンツ連合の共同議長を紹介しながら、人格教育運動が保守・リベラルの両者から幅広く支持されていることを強調し、両者の立場に立つ議員の懸念を払拭しようとしている。そして、「人格教育や訓練は、公共政策上の論点であり、政府が指示できるまたはすべき事柄である」と連邦の関与の必要性を主張したのであった。この共同決議案は、提案時点では既に58名（共和党30名、民主党28名）に達し、まさに「我々は、これら（人格教育の連携）の本質に注意を喚起するために共同決議を行った」と言ったドメニチの意図は成功したといえよう。こうして、議会で、共同決議案の可決を通じて人格教育についての議員のなかで理解と支持を集め、議会内での「世論形成」を十分に行ったことが、『上院修正案第2414号』の可決につながったといえる。

また、もうひとつの戦略としては、共同決議案にしても修正案2414号にしても、人格教育というテーマにも関わらず、教育に関わる委員会での審議を経ず成立させているという点である。共同決議案を常任委員会に付託する際も若者の麻薬や犯罪の抑止が強調されていたため、「司法委員会」に付託された。一方、人格教育における連携パイロット事業（『上院修正案第2414号』）についても、直接上院本会議で提案を行っている。修正案の可決の際、「思いやりのコミュニティ」をめぐるやりとりをみていると、ケネディ議員らのいる「労働・人材育成委員会」への付託は廃案の可能性が高く、どうにかそれを避けようとしていたようにみえる。

以上、人格教育の連邦政府の関与は、教育省や議会の保守・リベラル両派からの反対に遭いながら、上院の社会統制派の議員の連合が推進力となり実現されたといえよう。

VII 註および参考文献

ⁱ 加藤十八著『アメリカの事例に学ぶ学力低下からの脱却 キャラクターエデュケーションが学力を再生した』学事出版、2004年、134頁。

ⁱⁱ 青木多寿子・Bernice Lerner・川合宗之・田崎慎治「真の『勇気』とは何か—品性・品格教育についての講演の記録—」『学校教育実践学研究』Vol. 16、広島大学大学院教育学研究科附属教育実践総合センター、2010年、25頁。

ⁱⁱⁱ アスペン宣言については、Character Countsのウェブサイトを参照した。（アドレス <http://charactercounts.org/overview/aspen.html> 最終アクセス日 2010年8月20日）

^{iv} Murphy Madonna M. *Character Education in America's Blue Ribbon Schools 2nd ed.* Scarecrow Press, 2002, pp.31-34.

^v 『一般教育規定法』第405節(c)(3)(General Education Provisions Act, Sec. 405(c)(3))は、NACERIの役割として、以下の5つを挙げている。

1. 長官や副長官に、同局により実施されている政策や活動について助言を行う

2. 同局の政策や活動について再検討し、公式にコメントを行う
3. 本小節のもとでその機能を実施するのに必要な可能性のある活動を行う
4. 同局に活動について長官に対して適切に報告書を準備する
5. その年の3月31日までに、同局の活動や、一般的に収集している教育や教育研究、データについて大統領、連邦議会に報告書を提出する

^{vi} 1992年にホィットル社が中心となり、教育家、ライター、技術専門家が集まって開始した学校革新運動。①研究に基づき実践、②明確に定義づけられた価値、③すべての子どもたちに対する高い基準等を基本原理にしている。詳しくは、Shmidt, Benno C., "The Edison Project's Plan to Redefine Public Education," *Educational Leadership* Vol.52 No.1, 1994. を参照のこと。

^{vii} Meeting of the National Advisory Council on Educational Research and Improvement Vol. II, June 29 and 30, 1992, pp.362-pp.414.

^{viii} United States. Cong. House of Representatives 103rd Cong. 1st Sess. H.R.1952 CR pp.E1115-E1116.

^{ix} Shrpe, Rochelle, "Effort to promote teaching of values in schools are sparkling heated debate among law makers," *Wall Street Journal* [Eastern Edition] May 10 1994.

^x United States. Cong. Senate 103rd Cong. 2nd Sess. CR pp.S3742-S3744.

^{xi} ク里斯・ドッド上院議員のホームページより(アドレス <http://dodd.senate.gov/index.php?q=node/3270&pr=press/Releases/03/1023a.htm> 最終アクセス日 2010年8月20日)

^{xii} United States. Cong. Senate 103rd Cong. 2nd Sess. CR pp.S3742-S3745.

^{xiii} United States. Cong. Senate 103rd Cong. 2nd Sess. CR p.S4248.

^{xiv} 「提出された法案はいずれかの常任委員会に振り分けられることになるのであるが、ここでその法案の運命が決まるといつても過言ではない。…（中略）…法案が付託される委員会の委員長や委員会内の議員に反対派がいると、簡単に法案は葬り去られてしまう。そこでどうにか委員会の閥門を通過させようと、法案起草の段階で法案の内容、性格からして、付託されるであろう委員会にその法案に好意的でない議員が多いと判断される場合、その委員会を避けて好意的な議員の多い委員会に付託されるように、あえてそのような委員会に関連するような条項を盛り込むこともある。」（草野研究会春学期最終報告書「誰も知らないアメリカ議会」慶應大学（ウェブ掲載）<http://web.sfc.keio.ac.jp/~bobby/klab/hokokusho/congress/congress-main.html> 最終アクセス日2010年4月10日）もしかすると、「労働・人材委員会」に反対派が存在し、それを知っていたドミニチラは、敢えて決議案に賛成されやすい「司法委員会」に付託されるようにしたのかもしれない。

^{xv} United States. Cong. House of Representatives 103rd Cong. 2nd Sess. S.J.Res178.CR pp. H7027-7029.

^{xvi} United States. Cong. Senate 103rd Cong. 2nd Sess. CR pp.S9944-S9945.

【付記】本稿を執筆するにあたり、福岡アメリカンセンターレファレンス資料室librarian、Cagno Maiko, O. 女史には、議会資料の検索、収集で大変お世話になりました。また、ワシントンD. C. のNational Archives and Records Administrationでの調査に際しては、URTA (Unno Rearch & Travel Assistant) の海野優氏に大変お世話になりました。これらのご協力にこの場を借りて心よりお礼申し上げます。

なお、本稿は、平成22年度宮崎学術振興財団助成事業学術研究促進事業（研究代表者 住岡敏弘）「米国における『人格教育における連携事業』成立過程に関する研究」の研究成果の一部である。

